

# お 知 ら せ

令和 2 年 3 月 2 5 日  
宇部市上下水道局財務課管財係

## 調査・設計等業務委託における管理技術者及び照査 技術者の配置要件、資格要件の改定について

このことについて、調査・設計等業務委託の発注にあたり、下記のとおり改定を行いますので、お知らせします。

### 記

#### 1 主な内容

(1) 資格要件の一部を部門限定へ変更

土木関係コンサルタント業務における配置技術者の資格要件のうち、シビルコンサルティングマネージャ(RCCM)について、業務に該当する登録技術部門の資格保有者に限定します。

(2) 新たな資格を追加

国土交通省登録技術者、建設コンサルタント登録規程及び地質調査業者登録規程に基づく技術管理者、並びに土木学会認定土木技術者資格制度に基づく土木学会認定土木技術者を新たな資格として追加します。

(3) 資格を問わないとする業務委託金額の引き下げ

土木関係建設コンサルタント業務において、配置技術者の資格を問わないとする業務の委託料の額を100万円未満に引き下げます(発注者が指定した重要構造物設計業務等は除く。)

(4) 資格保有者と同等とみなす者の要件の変更

土木関係建設コンサルタント業務及び地質調査業務における配置技術者について、実務経験年数により資格保有者と同等とみなす従来の扱いを廃止し、新たに、過去10年に完了した委託料の額が100万円以上の同種又は類似業務において、管理技術者として従事した実務経験(1件以上)を有する者とします。

(5) 手持ち業務の件数を制限

管理技術者の手持ち業務の件数は10件未満とします。ただし、災害復旧及び災害関連工事に係る業務については、手持ち業務の対象外とします。

(手持ち業務とは、委託料の額が300万円以上で管理技術者又は担当技術者として従事する他の業務を指し、業務の種類は問いません。)

(6) 直接的な雇用関係

受注者との間に直接的な雇用関係〔第三者の介入する余地のない一定の権利義務関係（賃金・労働時間等）〕を証明する資料の添付が必要となります。

## 2 適用日

令和2年4月1日以降入札公告又は指名通知するものから適用する。

## 3 その他

今回の改定に伴い、「管理技術者及び照査技術者選任(変更)通知書」を変更すると共に、「経歴書(管理(照査)技術者)」の様式を追加し、適用日以降に上下水道局ホームページに掲載します。